

資料編

- 資料 1 須坂市介護保険事業計画等策定懇話会
(設置要綱、委員名簿)
- 資料 2 須坂市介護保険事業計画等策定の経過
- 資料 3 買物環境等アンケート調査(概要)
- 資料 4 須高地域における医療と介護の連携マップ

資料1 須坂市介護保険事業計画等策定懇話会

須坂市介護保険事業計画等策定懇話会設置要綱

(設置)

第1 介護保険事業及び介護保険事業を含めた総合的な老人福祉事業に関する総合計画の策定事業を推進するために、須坂市介護保険事業計画等策定懇話会（以下「懇話会」という）を設置する。

(任務)

第2 懇話会は、次の事項について調査、研究するものとする。

- (1) 介護保険事業計画策定事業に関する事項
- (2) 老人福祉計画（見直し）策定事業に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体の代表
- (2) 福祉関係団体の代表
- (3) 被保険者代表（公募による市民）
- (4) 学識経験者

3 委員は、当該調査、研究が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4 懇話会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、懇話会を初めて招集するときは、市長が招集する。

(事務局)

第6 懇話会の事務局は、健康福祉部高齢者福祉課に置く。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

須坂市介護保険事業計画等策定懇話会委員名簿

(順不同：敬称略)

	団体名等	氏名	備考
保健医療関係委員	須高医師会	滝澤 芳夫	
	須高歯科医師会	板倉 正義	
	須高薬剤師会	青木 佐世子	
	須坂市保健補導員会	有賀 ふみ子	
	長野県立須坂病院	山室 京子	
福祉関係委員	須坂市社会福祉協議会	竹前 晴夫	
	須坂市民生児童委員協議会	中里 信子	
	須坂市老人クラブ連合会	松木 久美子	
	須坂市認知症の人と家族の会	関野 貞夫	
	須坂市ボランティア連絡協議会	神屋 初枝	
	長野圏域介護保険事業者連絡協議会 須高地区部会代表	富田 正文	
	すこう小規模ケア事業所連合会	和久井 進	
	居宅介護支援事業所代表	浦野 徹	
者被代表 保険	第1号被保険者	山崎 耕蔵	公募委員
	第2号被保険者	北島 幸子	公募委員
学識経験者	須坂市区長会	中澤 秀樹	
	須坂市連合婦人会	篠塚 みち子	
	長野県司法書士会須坂分会	宮澤 智史	
	須坂市商店会連合会	豊田 泰廣	

会長 須高歯科医師会

板倉 正義

副会長 須坂市区長会

中澤 秀樹

資料2 須坂市介護保険事業計画等策定の経過

	懇 話 会		その他	
22年度				高齢者等実態調査
23年度		委員公募、推薦依頼		【随時】出前講座、地区民生児童委員協議会、広報すぎか、市ホームページ、制度説明会等
4月				広報すぎか ・計画と委員公募について
5月				
6月			28日 30日	福祉環境委員会 ・高齢者等実態調査結果について 介護支援専門員業務連絡会 ・計画の見直しについて
7月	6日	第1回懇話会 ・現行計画・運営状況について ・次期計画策定の見直しについて	4日	地域ケア会議 ・次期計画について ・高齢者等実態調査結果について
8月	29日	第2回懇話会 ・高齢者等実態調査結果について ・老人福祉事業の見直しについて ・日常生活圏域の見直しについて	23日	介護支援専門員業務連絡会 ・計画の見直しについて
10月	31日	第3回懇話会 ・介護サービス見込量について ・福祉利用券給付事業の見直しについて ・老人福祉サービスの見込量について ・地域支援事業の見込量について	12日 26日	拡大地域ケア会議 ・次期計画について ・老人福祉事業について ・地域支援事業について 策定調査研究委員会 ・次期計画について ・老人福祉事業について ・地域支援事業について
11月				
12月	16日	第4回懇話会 ・介護保険料について ・買物環境等アンケート調査結果について ・地域支援事業の見直しについて	5日	福祉環境委員会 ・介護保険料の設定について
1月			27日	介護支援専門員業務連絡会 ・素案について
2月	10日 16日	第5回懇話会 ・計画素案について ・介護保険料について 市長へ懇話会報告	8日 21日	パブリックコメント 市議会3月定例会 ・介護保険料改正
3月				計画書の製本 関係機関、団体配布

資料3 買物環境等アンケート調査（概要）

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、生鮮食料品などの生活必需品取扱店の減少に伴い、移動手段を持たず日常的な買物に支障をきたしている「高齢買物弱者」の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 調査概要

調査期間	平成23年5月24日～6月26日（基準日：平成23年5月1日）
調査方法	民生児童委員による直接配布・直接回収
調査対象	65歳以上の単身世帯及び65歳以上のみで構成される世帯
抽出方法	層化二段無作為抽出
対象者数	5,502人中1,500人
回答者数	1,397人
回答率	93.10%

(3) 回収結果

調査地域	行政区名	母集団	標本数	回答数	回答率
上部地区	穀町, 上町, 本上町, 上中町	283人	79人	74人	93.70%
東部地区	中町, 春木町, 太子町, 新町, 常盤町	371人	104人	99人	95.20%
西部地区	横町, 東横町, 南横町, 北横町, 立町, 馬場町, 西町, 須坂ハイランド町	540人	159人	144人	90.60%
南部地区	坂田町, 南原町, 北原町, 小山町, 屋部町, 八幡町, 境沢町	1,106人	292人	275人	94.20%
日滝地区	相森町, 高橋町, 大谷町, 本郷町	524人	146人	134人	91.80%
豊洲地区	高畑町, 南小河原町, 小河原町, 新田町, 小島町, 相之島町, 北相之島町, 豊島町, 旭ヶ丘町, 北旭ヶ丘町, 松川町, 光ヶ丘ニュータウン	862人	239人	225人	94.10%
日野地区	八重森町, 沼目町, 塩川町, 高梨町, 五閑町, 村山町, 田の神町	437人	115人	105人	91.30%
井上地区	井上町, 福島町, 中島町, 九反田町, 幸高町, 米持町, 二睦町	362人	92人	90人	97.80%
高甫地区	上八町, 下八町, 野辺町, 村石町, 明德町, 望岳台,	439人	131人	124人	94.70%
東地区	仁礼町, 亀倉町, 夏端町, 米子町, 塩野町, 峰の原高原, 大日向町, 豊丘町, 豊丘上町	578人	143人	127人	88.80%
全体		5,502人	1,500人	1,397人	93.10%

(4) 調査項目

調査項目は平成22年9月長野県商工労働部実施の「買物環境等に関するアンケート」を参考としました。なお、須坂市独自調査項目として「運転免許の返納」を追加しました。

2 調査結果の要旨

詳細なデータやグラフは「買物環境等に関するアンケート調査報告書」として須坂市ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

須坂市内「高齢買物弱者数」は約230人から710人と推計

推計人数が多いのは「南部地区」、割合が高いのは「東地区」と「高甫地区」となりました。

須坂市内「高齢買物弱者数」は県の推計よりも少ない7.4%

「買物に不便を感じている」広義の買物弱者は26.5%であり、県の推計よりも少ない結果となりました。

(参考:県報告書)

地方中心地域(須坂市該当)では買物弱者が10%前後、広義の買物弱者が35%前後と推計。

最寄りの店舗よりも離れたスーパーを利用

「スーパー・ショッピングセンター」の利用が9割を超えています。最寄店を利用しない理由は「品揃えの少なさ」を挙げている方が一番多く、特に個人商店では7割を超えています。

また、高齢者の7割近くが買物の移動手段として「自動車」を利用しています。

(参考:県報告書)

「スーパー・ショッピングセンター」が8割を超えている。高齢者の8割が「自動車」を買物の移動手段として利用している。

「距離」に不便を感じている

普段の買物に不便を感じている者は「上部地区」「豊洲地区」「高甫地区」「東地区」の割合が高くなりました。

運転免許保有率が低い「上部地区」「西部地区」を中心に「歩いて買物に行くのが大変」や「お店までの距離が遠い」などの回答が多く、移動が負担になっていることがわかります。

また、近くの商店街が必要と回答した者は6割を超えている。

(参考: 県報告書)

距離の遠さに不便を感じている高齢者は、近くの商店街に期待を寄せている。「お店までの距離が遠い」や「歩いて買物に行くのが大変」など、移動が負担になっている。そのため、「近くの商店街」が必要と回答している者が6割に達している。

「家族の支援」と「送迎サービス」に期待している

買物環境改善に「近くにお店を誘致」「家族の協力」「送迎サービス」を期待している結果となりました。

(参考: 県報告書)

「近くにお店を誘致」「家族の協力」「宅配サービス」と回答した者が多かった。

買物環境が高齢者の食生活に影響を与えている

10種類の食品群の中で毎日食べているものの数を調査したところ、買物弱者が4.37品目、そうでない者が4.62品目となり、買物弱者の方が品目数が少ない結果となりました。

買物頻度が少なくなるほど品目数も少なくなる結果となり、買物環境が高齢者の低栄養化問題に影響を与えていると推測できます。

(参考: 県報告書)

買物弱者が3.6品目、そうでない者が3.97品目となり、買物弱者の方が品目数が少なくなった。買物頻度が少なくなるほど品目数も少なくなる結果となった。

運転免許返納を考えたことがあるのは3人に1人

運転免許返納を考えたことがあるのは免許保有者の33%に達しました。運転免許返納後には「日常の買物」や「病院への通院」に困るだろうと考えています。

3 高齢買物弱者数推計

■「買物弱者」の定義 ■ ※長野県の定義に準拠

「買物に不便を感じている者」のうち、次の3要件を全て満たしている者

- ①商店が近く（500m以内）にない
- ②徒歩・自転車で買物に行けない
- ③自動車を運転できない（しない）

（参考：経済産業省の定義 経済産業省ホームページより抜粋）

流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のこと。徐々にその増加の兆候は高齢者が多く暮らす過疎地や行動成長期に建てられた大規模団地等で見られ始める。経済産業省では、その数を600万人程度と推計。

須坂市内の「高齢買物弱者」数は約 230 人から 710 人

推計高齢買物弱者数

	母集団 (a)	調査結果			母比率推定 (※)		推計買物弱者数	
		有効 回答数	要件 該当者	比率	下限値 (b)	上限値 (c)	下限値 (a)× (b)	上限値 (a)× (c)
上部地区	283	74	3	4.1%	0.8%	11.4%	3	30
東部地区	371	99	2	2.0%	0.2%	7.1%	2	30
西部地区	540	144	4	2.8%	0.8%	7.0%	4	40
南部地区	1,106	275	25	9.1%	6.0%	13.1%	70	150
日滝地区	524	134	5	3.7%	1.2%	8.5%	10	40
豊洲地区	862	225	21	9.3%	5.9%	13.9%	50	120
日野地区	437	105	5	4.8%	1.6%	10.8%	10	50
井上地区	362	90	4	4.4%	1.2%	11.0%	4	40
高甫地区	439	124	15	12.1%	6.9%	19.2%	30	80
東地区	578	127	19	15.0%	9.3%	22.4%	50	130
全体	5,502	1,397	103	7.4%			233	710

※母比率推定・・・信頼度95%とする区間推定法により算出

(参考) 須坂市内の「買物に不便を感じている者」は約1,080人から1,880人

「買物に不便を感じている者」=広義の高齢買物弱者

	母集団 (a)	調査結果			母比率推定(※)		推計買物弱者数	
		有効 回答数	要件 該当者	比率	下限値 (b)	上限値 (c)	下限値 (a)× (b)	上限値 (a)× (c)
上部地区	283	74	27	36.5%	25.6%	48.5%	70	140
東部地区	371	99	26	26.3%	17.9%	36.1%	70	130
西部地区	540	144	31	21.5%	15.1%	29.1%	80	160
南部地区	1,106	275	71	25.8%	20.8%	31.4%	230	350
日滝地区	524	134	35	26.1%	18.9%	34.4%	100	180
豊洲地区	862	225	70	31.1%	25.1%	37.6%	220	320
日野地区	437	105	17	16.2%	9.7%	24.7%	40	110
井上地区	362	90	15	16.7%	9.6%	26.0%	30	90
高甫地区	439	124	40	32.3%	24.1%	41.2%	110	180
東地区	578	127	38	29.9%	22.1%	38.7%	130	220
全体	5,502	1,397	370	26.5%			1,080	1,880

須高地域における医療と介護の連携マップ

資料 4

医療保険による主なサービス

は、医療保険適用

は、介護保険適用

介護保険による主なサービス

病院の相談窓口は地域連携室です

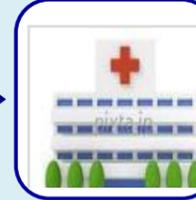
入院・検査・手術・投薬・リハビリ等必要に応じた処理



急性期型病院



回復期リハビリ病院



慢性期・療養型病院

転院

退院
紹介
院
頼
介

かかりつけ医
在宅支援診療所



診療所・クリニック

依頼・紹介



調剤薬局

院外処方による薬

病院の相談窓口は地域連携室です

退院

依頼・紹介

不慮の事故や病気による緊急入院

居宅介護支援事業所
(ケアマネジャー)



依頼・紹介

地域包括支援センター



各市町村に相談窓口があります

相談・介護認定等

相談・介護認定の申請

介護保険を利用できない障害者等の方は、「障害者自立支援法」にもとづく福祉サービスがあります。
(詳しくは各市町村の障害福祉課等にお問合せ下さい)

ケアマネジャーがご本人・ご家族のお話を伺い、相談し、ケアプランを作成します

依頼・紹介

各介護保険サービス事業者(認定された介護度等に応じたサービスの提供)

訪問サービス

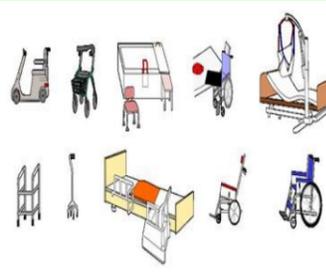


通所サービス



福祉用具

福祉用具貸与
特定福祉用具購入



短期入所サービス (ショートステイ)

短期入所生活介護
短期入所療養介護



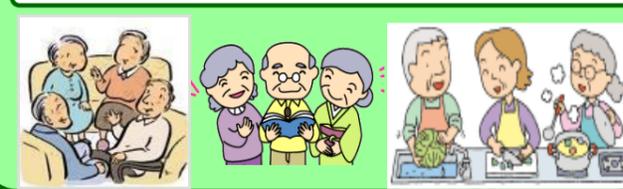
有料養護老人ホーム等施設



老健・特養等介護施設



グループホーム・小規模多機能型居宅介護といった介護施設



こちらの施設はご予約申込みをしますが、直接各施設に予約申込みをします

在宅(家)



病院・診療所からの訪問
訪問診療
訪問看護
訪問リハビリ
訪問歯科

通院・往診

退院

冊子「須高地域で安心して医療・介護・福祉が受けられるために(須高地域医療福祉推進協議会)」より